

特別管理産業廃棄物処分業許可証

住 所 埼玉県三郷市早稲田二丁目13番地3
氏 名 木幡興業 株式会社
代表取締役 木幡 亨

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5第1項の許可を受けた者であることを証する。

埼玉県知事 大野 元裕



許可の年月日 平成30年 6月12日

許可の有効年月日 令和 4年 9月 8日

1. 事業の範囲

中間処理

油水分離：廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。） 以上1種類

中和：廃酸（pH2.0以下のものに限る。）、廃アルカリ（pH12.5以上のものに限る。）以上2種類

2. 事業の用に供するすべての施設

施設等の所在地

埼玉県吉川市大字中井字小松川55番2、56番1、56番2

以上3筆（面積1,713.71㎡）に限る。

処理施設及び保管施設の概要は裏面のとおり。

3. 許可の条件

(1) 中間処理及び処理に伴う保管は、2. に掲げる場所で行うこと。

(2) 中間処理は、裏面に掲げる処理施設で行うこと。

4. 許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	指令番号	変更内容
平成22年9月9日	指令産廃第734号	新規許可
平成24年12月7日	—	変更届（事業場の分筆）
平成27年11月17日	指令越環第1108号	更新許可（優良認定）
平成30年6月12日	指令産廃第214-1号	変更許可（中和の追加）
令和3年4月20日	—	変更届（代表者）

5. 規則第10条の16第2項の規定による許可証の提出の有無 無

処理施設の種類及び能力等

施設の種類	処理能力	産業廃棄物の種類	設置年月日 許可年月日 許可番号
油水分離施設	81.20 m ³ /日 (16時間)	廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。）以上1種類	平成22年 9月 9日 平成22年 9月 9日 7-10
中和施設	37.73 m ³ /日 (16時間)	廃酸（pH2.0以下のものに限る。）、 廃アルカリ（pH12.5以上のものに限る。）以上2種類	平成30年 6月12日 — —

保管施設の種類及び能力等

産業廃棄物の種類	保管面積	保管高さ等
廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。） 以上1種類	14.7 m ²	2.4 m（屋外） (25.0 m ³ 地下タンク×1基)
廃酸（pH2.0以下のものに限る。）以上1種類	2.8 m ²	2.4 m（屋内） (5.0 m ³ タンク×1基)
廃酸（pH2.0以下のものに限る。）以上1種類	2.8 m ²	2.4 m（屋内） (5.0 m ³ タンク×1基)
廃アルカリ（pH12.5以上のものに限る。） 以上1種類	5.2 m ²	2.3 m（屋内） (10.3 m ³ タンク×1基)

(以下余白)